

＜子の引渡し調停（審判）を申し立てる方へ＞

1 概要

離婚後、親権者が養育していた子を親権者でない父又は母が連れ去ってしまったというような場合には、その子を取り戻すためなどに家庭裁判所に子の引渡しの調停を申し立てて話し合いをすることができます。親権者でない者が、親権者に対して子の引渡しを求める場合には、原則として親権者変更の申立てを併せて行う必要があります。

また、離婚前であっても、両親が別居中で子の引渡しについての話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合に、この手続を利用することができます。ただし、この場合には、原則として子の監護者の指定の申立てを併せて行う必要があります。

子の引渡しは、子の居住環境を変えることを意味しますから、子の健全な成長に悪影響を与えないよう配慮する必要があります。調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から事情を聴取したり、子の年齢、生育歴、性格、就学の有無、生活環境等を考えて、子の精神的な負担にも十分配慮して、子の意思を踏まえた取決めができるよう、裁判所から適宜助言を行いながら、話し合いを進めます。話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して、審判をします。

審判を申し立てた場合でも、調停手続が先行することがあります。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・対象となる子1人につき1,200円
- 連絡用の郵便切手

【調停の場合】100円×2枚, 82円×8枚, 10円×14枚, 1円×10枚 合計1006円分

【審判の場合】500円×4枚, 100円×2枚, 82円×9枚, 62円×2枚, 10円×13枚, 1円×10枚
(合計3,202円分)

3 申立てに必要な書類

- 申立書3通

→申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの3通を作成してください。なお、裁判所の窓口に3枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。

- 連絡先等の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 子の戸籍謄本(全部事項証明)1通

→戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

4 手続に必要な書類等の提出方法等（書類等はA4サイズで提出して下さい。）

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 調停手続で書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。相手方に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出してください。
- ・ 審判手続で、資料等を提出する場合には、必ず裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、審判期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。

しかし、調停が不成立で終了し審判手続が開始された場合には、調停手続中に提出された書類等のうち、子の引渡しを認めるかどうかの判断に必要なものは、法律の定める除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請をすれば必ず許可されることとなります。これは、最初から審判を申し立てた場合も同様です。

6 申立先

調停の場合には相手方住所地を管轄する家庭裁判所、審判の場合には子の住所地を管轄する家庭裁判所となります。ただし、調停・審判いずれについても、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書とともに管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。

調停で相手方の住所地が東京都内の場合、審判で子の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。東京都以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

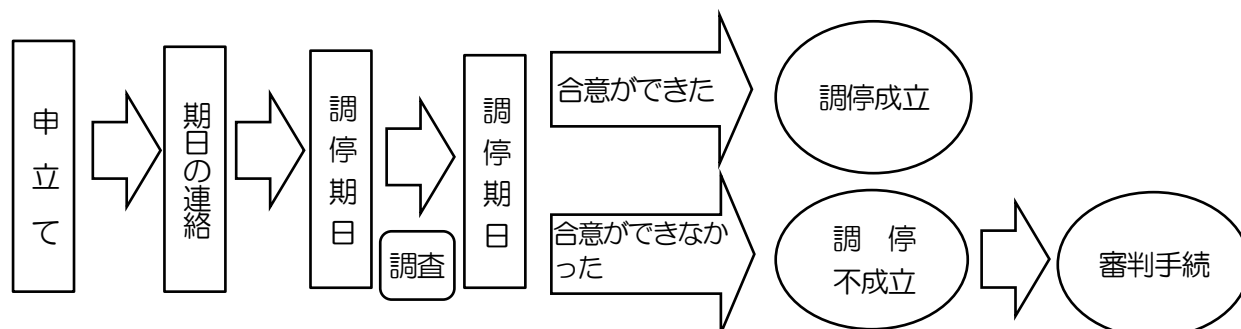
(調停：相手方の住所地／審判：子の住所地)	(申立先)
東京23区内，三宅村，御蔵島村，小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈島，青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町，利島村，新島村，神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聴きしながら話し合いを進めていきます。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子の監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、申立人及び相手方立会いのもとで、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」に具体的な事情を記載してください。手続代理人が選任されている場合も同様です。上記説明の際に使用しますので、各調停期日にはこの書面を必ず持参してください。



注 家事事件手続（調停，審判，調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。